

3) 仔分 (定額型) 預託契約書

仔分（定額型）預託契約書

繁殖牝馬所有者_____（以下甲という）と受託者_____（以下乙という）とは下記表示の繁殖牝馬（以下本件繁殖牝馬という）の仔分預託契約を締結し、その証として本書を2通作成し、各々1通宛所持する。

繁殖牝馬の表示

馬名	品種	毛色	生年月日	血統	摘要
	サラ			父	
				母	

※本件繁殖牝馬の繁殖登録証明書は（甲、乙）が保管するものとする。

（契約の目的）

第1条 甲は、本件繁殖牝馬を仔分けによる産駒生産目的のためその飼養管理を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（預託期間）

第2条 預託期間は平成____年____月____日から、平成____年____月____日までとする。

2 前項の期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれから何ら申出なきときは、本契約は従前と同一の条件で更新されたものとする。

3 甲は、本件繁殖牝馬が産駒を出産していない間は、更新を拒絶できないものとする。

ただし、甲にやむを得ない事由があれば本条6項記(2)、(3)に定める倍額を乙に対して支払ったときは更新を拒絶できるものとする。

4 甲または乙は、やむを得ない事由がなければ預託期間内に本契約を解約できない。

5 やむを得ない事由があるときは、1ヶ月の猶予期間をもって解約することができる。

6 甲がやむをえない事由に基づき本契約を解約するときは、下記の金員の合計額を支払わなければならない。

記

(1) 産駒があるときは第5条に定める金員相当額

金_____円

(2) 本件繁殖牝馬が受胎しているときは第5条に定める金員の半額相当額

金_____円

(3) 本件繁殖牝馬が受胎していないときは第6条に定める金員相当額
金_____円

(乙の注意義務)

第3条 乙は、本件繁殖牝馬および産駒について善良なる管理者の注意をもって飼養管理をする。

2 乙は、第7条1項記載の引取期日経過後は、産駒に疾病または事故等(悪癖を含む)が生じた場合、乙に故意または重大な過失があったときに限りその責を負う。

(配合の決定)

第4条 本件繁殖牝馬に対する種牡馬の選定は、甲、乙協議のうえ行うものとする。

2 種付料は甲の負担とする。(これと異なる合意ある場合_____)

(対価の支払い)

第5条 甲と乙は、本件契約の対価を下記のとおり合意する。

記

(1) 産駒の牝牝を問わず 金 _____円

(2) 産駒が牡の場合 金 _____円

産駒が牝の場合 金 _____円

2 甲は乙に対し、前項の対価を当該産駒__才の__月__日限り、下記乙の口座に振り込んで支払う

振込口座の表示

金融機関名_____

口座 No. _____ 口座名 _____

(不妊時等の取扱い)

第6条 本件繁殖牝馬が受胎しなかったとき、または受胎するも、流、死産で産駒を生産できなかったときは、甲は乙に対し、本件繁殖牝馬の飼養費の補償として金_____円を支払うものとする。

2 甲は、前項の金員を本件繁殖牝馬に種付けをなした翌年の__月__日限り、乙の金融機関の口座に振り込んで支払う。

(産駒の引取期日)

第7条 甲は、生産された産駒を__歳の__月__日まで乙の牧場または乙の指定する場所において引き取らなければならない。

- 2 甲が前項の引取期日後も引き続き当該産駒の飼養を希望する場合には、甲と乙は飼養費（基本預託料）を下記の金額とすること、および削蹄費、駆虫費、特別飼養費、予防接種料、治療費等の特別料金については甲が負担することに予め合意する。

記

- | | | |
|----------|---------------|--------------------------------|
| (1) 飼養期間 | 自 平成__年__月__日 | ～至 平成__年__月__日 |
| (2) 飼養費 | 当歳時 1ヶ月 | _____円 飼養費_____円
消費税額_____円 |
| | 1歳時 1ヶ月 | _____円 飼養費_____円
消費税額_____円 |
| | 2歳時 1ヶ月 | _____円 飼養費_____円
消費税額_____円 |

- 3 甲が前項の合意することなく第1項記載の引取期日を徒過したときは、甲は乙に対し、引取期日の翌日から引取り済みに至るまで1カ月金_____円の飼養費を支払うものとする。

(届出の義務)

第 8 条 生産された産駒の届出、血統登録、市場申込等の届出については、甲に連絡を取り乙が行うものとする。

- 2 産駒の血統登録証は乙が保管するものとする。

(報告義務)

第 9 条 乙は、本件繁殖牝馬または産駒に疾病または事故による傷害が発生した場合、速やかに甲に報告し、獣医師の診断書の必要あるものは添付するものとする。

ただし、乙において軽微な疾病、傷害と判断した場合には報告するに及ばない。

(事故等の処置)

第 10 条 乙の責によらない事由による産駒の疾病または事故により産駒を将来競走馬として使用できないことが判明したときは、甲は当該産駒の飼養管理の中止を乙に申出ることができる。

- 2 前項の場合、甲は乙に対し、第6条に定める対価を約定の日時まで支払わなければならない。

(生産者賞の取扱)

第 11 条 生産された産駒によって中央競馬あるいは公営競馬において生じる生産

牧場賞は乙が取得し、日本中央競馬会の定める繁殖牝馬所有者賞は甲が取得する。

ただし、第15条の特約により乙が本件繁殖牝馬の所有権を取得したときは、その旨の届出をおこなったうえで、繁殖牝馬所有者賞を乙が取得する。

(保険加入)

第 12 条 本件繁殖牝馬および産駒の事故による損害を補填するため、甲、乙協議のうえ保険に加入するものとする。

(管轄裁判所)

第 13 条 甲と乙は、本契約により生じる権利義務に関する訴訟については、札幌地方裁判所を管轄裁判所とすることに予め合意する。

(契約事項以外の協議)

第 14 条 本契約に定めのない事項については、その都度甲、乙協議のうえ円満に処理するものとする。

(特約条項) (本条の特約がある場合には特約の定め有に○印をつけ、譲渡の時期を記載すること。特約の定め有)

第 15 条 甲は乙に対し、本件繁殖牝馬の所有権を(譲渡の時期を記載すること_____)無償で譲渡する。

平成 年 月 日

甲 委託者 住 所 _____
氏 名 _____ (印)
TEL _____

乙 受託者 住 所 _____
氏 名 _____ (印)
TEL _____

立会人 住 所 _____
氏 名 _____ (印)
TEL _____